

円滑な設計変更のために

～参考資料～

(施設機械編)

平成30年3月

農 林 水 産 省 農 村 振 興 局
整備部設計課施工企画調整室

目 次

1. 本参考資料策定の背景	P1
1. 1 施設機械工事等の特徴	
1. 2 発注者・受注者の留意事項	
1. 3 参考資料策定について	
2. 設計変更において発生している課題	P2
3. 設計変更を行うことができないケース	P3
4. 設計変更を行うことができるケース	P4
4. 1 「設計図書の照査等」の範囲をこえるもの (共通仕様書 1-1-3)	
4. 2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き (契約書第 18 条 1-2)	
4. 3 設計図書の表示が明確でない場合の手続き (契約書第 18 条 1-3)	
4. 4 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と 実際の工事現場が一致しない場合の手続き (契約書第 18 条 1-4)	
4. 5 発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合 の手続き (契約書第 19 条)	
4. 6 工事中止の場合の手続き (契約書第 20 条)	
5. 設計変更手続きフロー	P16
6. 関連事項	P17
6. 1 指定・任意の正しい運用 (契約書第 1 条 3)	
6. 2 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決	

1. 本参考資料策定の背景

1. 1 施設機械工事等の特徴

土木工事では、主たる工事目的物が構造物であって、その形状・寸法・材料等は詳細な発注図面で示されている。

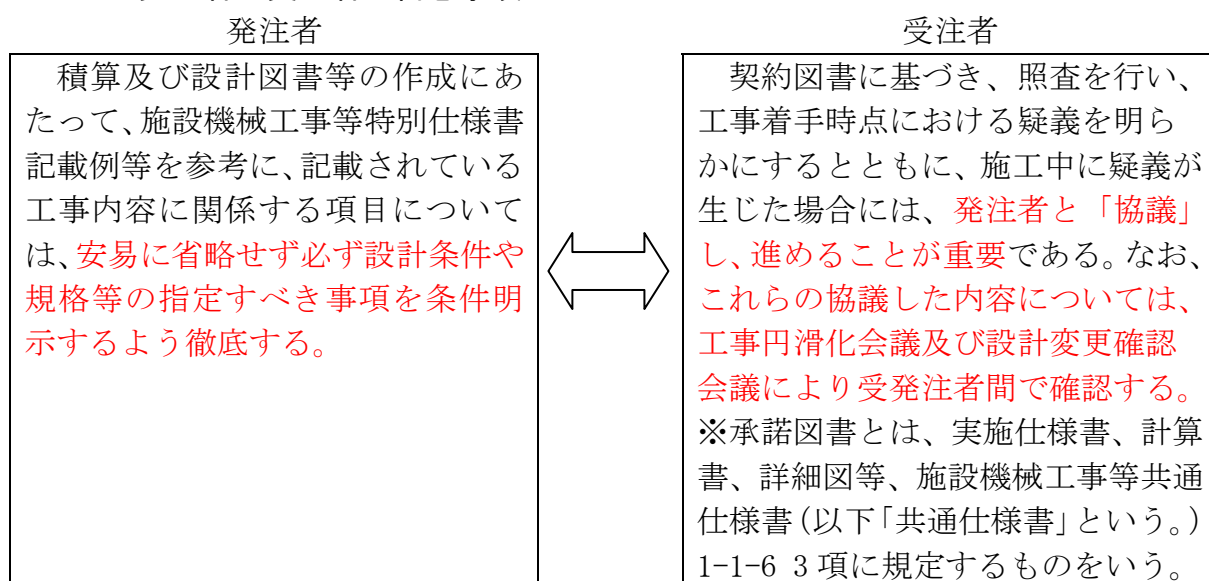
これに対して、施設機械工事等では、受注者が発注仕様に基づき、個別に設計製作される、設備・機器及びそれを組み合わせたものが主たる目的物である。

発注者は、設備や機器の詳細な仕様や形状・寸法・材料等を明示せず、標準的なものを提示するに止めている。

受注者は、工事契約後にこれを満足するための設計を行い、承諾図書の同意により詳細な仕様や形状・寸法・材料等を決定するという特殊性を有している。

また、施設機械工事等では、主たる設備や機器に受注者固有のノウハウ等を生かすための「性能規定」的な仕様となっているため、設計条件が現場の条件と一致しない場合や、現場条件に変更があった場合でも、詳細な仕様や形状・寸法・材料等を仕様で明示されていないため、設計変更が実施されないなどの問題が生じる場合がある。

1. 2 発注者・受注者の留意事項



1. 3 参考資料策定について

設計変更業務の円滑化を図るためには、発注者、受注者が設計変更の課題や留意点、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

施設機械工事等は、土木工事とは異なる特徴を有しており、これを踏まえて対応することが必要である。

以上のことより本資料は、既存の通知等を踏まえ、設計変更における課題と留意事項を「工事の請負契約に係る契約書」の第18条（条件変更等）における設計変更及びそれに係る契約手続き方法を中心にとりまとめたものである。

2. 設計変更において発生している課題

設計変更において発生している課題は、次のとおりである。

○契約図書に明示されている事項



契約図書に明示されている内容と現場条件に不一致がある場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて工期又は請負代金額の変更を行うことが必要なケースがある。

○一式計上されている事項や設計図書に誤謬・脱漏又は表示が不明確となっている事項



明示すべき事項が不明確なために、その変更対応が問題となっているケースがある。

(参考) 用語の定義

○契 約・・・工事請負契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。

○契約変更・・・工事請負契約書及び設計図書を内容とする契約の変更を行うことをいう。

[上記の出典：農業土木標準用語事典]

○契約図書・・・契約書及び設計図書をいう。

○設計図書・・・仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

[上記の出典：共通仕様書]

○設計変更・・・工事請負契約書第18条、第19条及び第20条の規定により設計図書変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することをいう。

[出典：設計変更に伴う契約変更の取扱いについて昭和62年8月5日付け62構改A第890号]

3. 設計変更を行うことができないケース

下記のような場合においては、原則として設計変更を行うことができない。

＜設計変更を行うことができないもの＞

- 受注者の任意の都合による提案を発注者が「承諾」して施工した場合
- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- 「承諾」で施工した場合
- 工事請負契約書・施設機械工事等共通仕様書に定められている所定の手続き（契約書第18条～第24条、第30条、共通仕様書1-1-3、1-1-18～1-1-20）を経ていない場合

契約書	第18条	条件変更等
〃	第19条	設計図書の変更
〃	第20条	工事の中止
〃	第21条	受注者の請求による工期の延長
〃	第22条	発注者の請求による工期の短縮等
〃	第23条	工期の変更方法
〃	第24条	請負代金額の変更方法等
〃	第30条	請負代金額の変更に代える設計図書の変更
共通仕様書	1-1-3	設計図書の照査等
〃	1-1-18	工事の一時中止
〃	1-1-19	設計図書の変更等
〃	1-1-20	工期変更

- 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合

（ただし、契約書第26条（臨機の措置）の緊急やむを得ない事情の措置を行う場合は、この限りではない。）

ポイント 発注者は、迅速かつ適切な回答を行う必要がある。

（参考）用語の定義

- 協 議・・・書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 承 諾・・・契約図書で示した事項で、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。

[上記の出典：共通仕様書]

4. 設計変更を行うことができるケース

下記のような場合においては、設計変更を行うことができる。

- 当初発注時点で明示していた据付時の条件や関連工事等に予期し得ない条件変更が現地で確認された場合（仮設も含む）

ポイント

ただし、所定の手続きが必要

設計図書における条件明示については P10 参照

- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合、又は受注者の責によらず工事を中止せざるを得ない場合

ポイント

据付工事着手予定日（平成〇〇年〇月〇日）を設計図書に明示すること。

工事中止の場合の手続きについては P14 参照

- 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）（所定の手続きについては、P 3（ ）内を参照）

- 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業で監督職員と協議を行ったものについて実施する場合（P 6 参照）

ただし、設計変更にあたっては、下記事項に留意する。

- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」（書面による確認）を行う。

- 当該工事における変更の必要性を明確にする。

ポイント

規格及び構造の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注する案件ではないかどうか）を明確にする。

- 設計変更に伴う所定の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

（参考）設計変更に伴う契約変更の取扱いについて（抜粋）昭和 62 年 8 月 5 日付け 62 構改 A 第 890 号（設計変更に伴う契約変更の手続き）

- 4 設計変更に伴う契約変更の手続きは、原則としてその必要が生じた都度行うものとする。ただし、3 の(2)のイ、ロ及びハに規定する場合以外の契約変更にあつては、出来高確認の留保期間が長期にわたるため部分払に当たり請負者に著しく不利になると認められる場合を除き、工期末（国庫債務負担行為に基づく工事にあつては各会計年度末又は工期末）に行うことができるものとする。

○設計変更に際する打合簿等においては、原則として、当該設計変更に伴う増減額の概算額を記載するものとする。

※具体的な記載の運用については、次のとおり

1. 設計変更に際する打合せ簿等においては、原則として、当該設計変更に伴う増減額の概算額を記載するものとする。

ただし、設計変更の内容や数量増減が軽微なものはこの限りではない。また、受注者からの協議により設計変更する場合にあっては、協議時点で受注者から見積書の提出を受けた場合に限り、その妥当性を確認の上、概算額を記載するものとする。

なお、ここで記載する金額は概算額であり、契約変更額を定めるものではない。

2. 上記の概算額の記載にあたっては、以下に留意するものとする。

(1) 概算額は直接工事費（または共通仮設費等（積み上げ分））ベースとし、原則として十万円単位（一千万を超える場合は百万円単位）で記載する。

(2) 必要に応じて、概算額の出典・算出条件（標準歩掛、見積書、他地区実績等）を記載する。

(3) 記載する金額は概算額であり、契約変更額を定めたものではない旨を記載する。

参考：打合せ簿等における概算額の記載に係る記載例

件 名	内 容
.....	(変更内容)..... (参考) 1) 変更見込額 約 〇〇万円の増額 (本金額は、直接工事費ベースの金額（消費税を含まない）である。) 2) 出典・算出条件 〇〇〇〇〇〇による。 上記の金額は概算額であり、契約変更額を定めたものではない。

4. 1 「設計図書の照査等」の範囲をこえるもの

(共通仕様書 1-1-3)

【共通仕様書】

1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

発注者は、受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書、施設機械工事等施工管理基準等、市販、公開されているものについては、受注者が備えるものとする。

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員からさらに詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。

3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

施設機械工事等において、受注者が行うべき「設計図書の照査等」の範囲をこえる行為としては、以下のものなどが想定される。

- ① 現地確認や協議の結果、設備や機器の仕様の大幅な変更、配管・配線ルートの変更等の大幅な計画の変更があり、新たに承諾図書を作成する必要がある場合
- ② 設計図書に明示されておらず、軟弱地盤等で据付用重建設機械の支持力に関する地質調査等を含む構造計算等が新たに必要な場合
- ③ 下記の例のような設計根拠の検討が必要な場合
 - ・各種技術基準や設計要領等との対比設計を行う場合
 - ・設計根拠まで遡る見直しや、それに伴う工費の算出を行う場合

ポイント 受注者は設計図書の照査を行い、設計図書に示された現場の形状と実際の現場が一致しないなどの事実がある場合に、監督職員にその事実の確認ができる資料（現場地形図、設計図との対比図等）を書面により提出することとなっており、これに要する費用は共通仮設費の率に含まれる。

設計図書の照査等の範囲をこえるものについては、工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき協議を行う。

受注者が行うべき「設計図書の照査等」の範囲をこえる場合の手続きを以下に示す。

＜受注者＞

「共通仕様書 1-1-3（設計図書の照査等）第 2 項」に基づく設計図書の照査を行い、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）第 1 項の一～五に該当する旨を直ちに監督職員に通知



＜発注者＞

発注者は、工事請負契約書第 18 条第 4 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



＜発注者＞

発注者は、工事請負契約書第 18 条第 5 項に基づき、客観的判断に基づき必要があると認められるときは**工期若しくは請負代金額を変更しなければならない。**

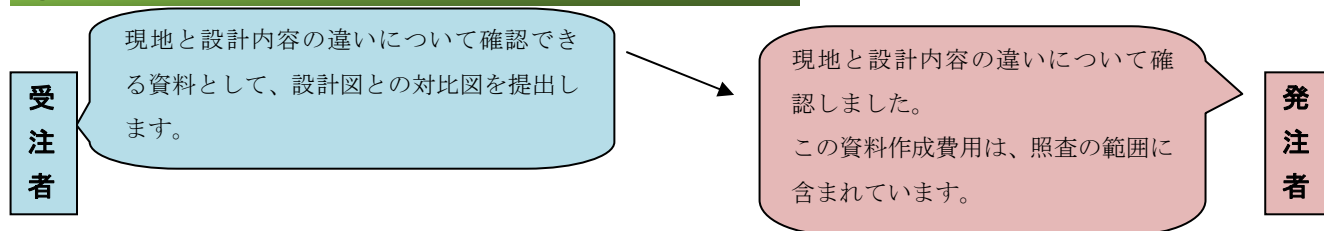


＜発注者・受注者＞

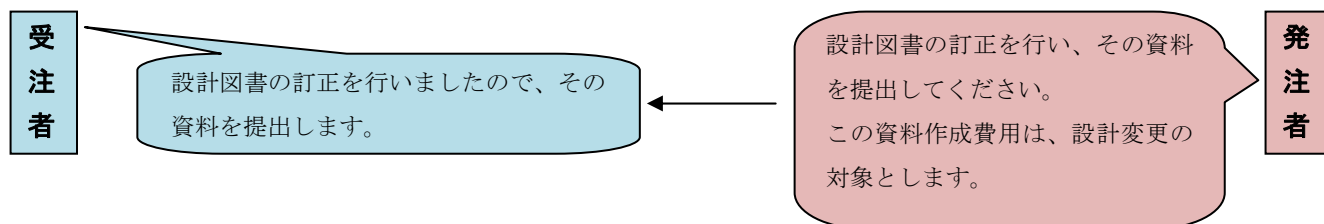
発注者と受注者の協議により、工事請負契約書第 23 条（工期の変更方法）に基づく工期の変更及び工事請負契約書第 24 条（請負代金額の変更方法等）に基づく請負代金額の変更を行うことができる。

◆設計図書の照査結果における受発注者間のやりとり例

①照査結果の報告【照査の範囲に含まれるもの】



②照査結果を受け設計図書の変更や構造計算の再計算等行う場合【照査の範囲をこえるもの】



4. 2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(契約書第 18 条第 1 項の二)

【工事請負契約書】

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

(2～3 項 省略)

4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

二 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

三 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の例を以下に示す。

①誤謬とは、設計条件や主要仕様等が特別仕様書、図面等の設計図書のなかで間違いがある場合

②脱漏とは、条件明示する必要がある場合にも係わらず、記載されるべき内容が抜けている場合

- ・既設設備の撤去に関する条件明示
- ・クレーン等の重機設置に関する条件明示
- ・交通誘導警備員についての条件明示
- ・既存施設運用に関する条件明示
- ・図面に関連する土木構造物の設計寸法など設備設計に必要な寸法明示がない場合等

ポイント①～②の事例は、本来ならば当初発注時に条件明示すべきである。

設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続きを以下に示す。

〈受注者〉

「工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項の二」に基づき、設計図書に誤謬又は脱漏がある旨を直ちに監督職員に通知



〈発注者〉

発注者は、工事請負契約書第18条第4項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



〈発注者〉

発注者は、工事請負契約書第18条第5項に基づき、客観的判断に基づき必要があると認められるときは**工期若しくは請負代金額を変更しなければならない。**



〈発注者・受注者〉

発注者と受注者の協議により、工事請負契約書第23条（工期の変更方法）に基づく工期の変更及び工事請負契約書第24条（請負代金額の変更方法等）に基づく請負代金額の変更を行うことができる。

4. 3 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(契約書第 18 条第 1 項の三)

【工事請負契約書】

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

(2～3 項 省略)

4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

二 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

三 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

設計図書の表示が明確でない場合の例を以下に示す。

① 水位計を設けると特別仕様書に記載はあるが、具体的な設置場所の明示がなく、既設設備までのケーブル、電線管が必要となる場合

② 設計数量が「一式」、「必要なもの一式」等の抽象的な記載はあるが、具体的な仕様の明示がない場合

ポイント①～②の事例は、本来ならば当初発注時に条件明示すべきである。

設計図書の表示が明確でない場合の手続きを以下に示す。

〈受注者〉

「工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項の三」に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに監督職員に通知



〈発注者〉

発注者は、工事請負契約書第18条第4項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



〈発注者〉

発注者は、工事請負契約書第18条第5項に基づき、客観的判断に基づき必要があると認められるときは**工期若しくは請負代金額を変更しなければならない。**



〈発注者・受注者〉

発注者と受注者の協議により、工事請負契約書第23条（工期の変更方法）に基づく工期の変更及び工事請負契約書第24条（請負代金額の変更方法等）に基づく請負代金額の変更を行うことができる。

4. 4 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

(契約書第 18 条第 1 項の四)

【工事請負契約書】

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

(2～3 項 省略)

4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

二 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

三 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の例を以下に示す。

- ① 機側操作盤等で、屋内に設置される計画が、屋外設置となった場合
- ② 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が、規制図と一致しない場合
- ③ 4. 2 又は 4. 3 の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- ④ 関連する工事、関係機関及び第三者機関等による制約が課せられた場合
- ⑤ 修繕工事における交換部品が分解の結果、当初発注と異なる場合
- ⑥ 関係機関及び第三者機関との協議結果等により、指定仮設物（仮栈橋、仮設迂回路等）の計上、構造、設置時期・期間等仮設計画に変更が生じた場合

設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続きを以下に示す。

〈受注者〉

「工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項の四」に基づき、当初設計の条件と現地条件とが一致しないことを直ちに監督職員に通知



〈発注者〉

調査の結果、その事実が確認された場合は、工事請負契約書第18条第4項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



〈発注者〉

発注者は、工事請負契約書第18条第5項に基づき、客観的判断に基づき必要があると認められるときは**工期若しくは請負代金額を変更しなければならない。**



〈発注者・受注者〉

発注者と受注者の協議により、工事請負契約書第23条（工期の変更方法）に基づく工期の変更及び工事請負契約書第24条（請負代金額の変更方法等）に基づく請負代金額の変更を行うことができる。

4. 5 発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合の手続き

(契約書第 19 条)

【工事請負契約書】

(設計図書の変更)

第 19 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合は契約書第 19 条に基づき設計変更を行うものとする。

4. 6 工事中止の場合の手続き

(契約書第 20 条)

【工事請負契約書】

(工事中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続きである。その例を以下に示す。

- ① 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず着工できない場合
- ② 警察、河川・鉄道管理者等の関係機関協議が未了の場合
- ③ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- ④ 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- ⑤ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合

工事中止の場合の手続きを以下に示す。

〈受注者・発注者〉

地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が工事を施工することができない。



〈発注者〉

「工事請負契約書第20条（工事の中止）第1項」により、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。



〈発注者〉

発注者より、一時中止の指示（契約上一時中止をかけることは発注者の義務）



〈受注者〉

受注者は、工事現場を維持しなければならない。



〈発注者〉

発注者は、工事請負契約書第20条（工事の中止）第3項に基づき、客観的判断に基づき必要があると認められるときは、工事現場の維持に係る仮設等を協議し工期若しくは請負代金額を変更しなければならない。



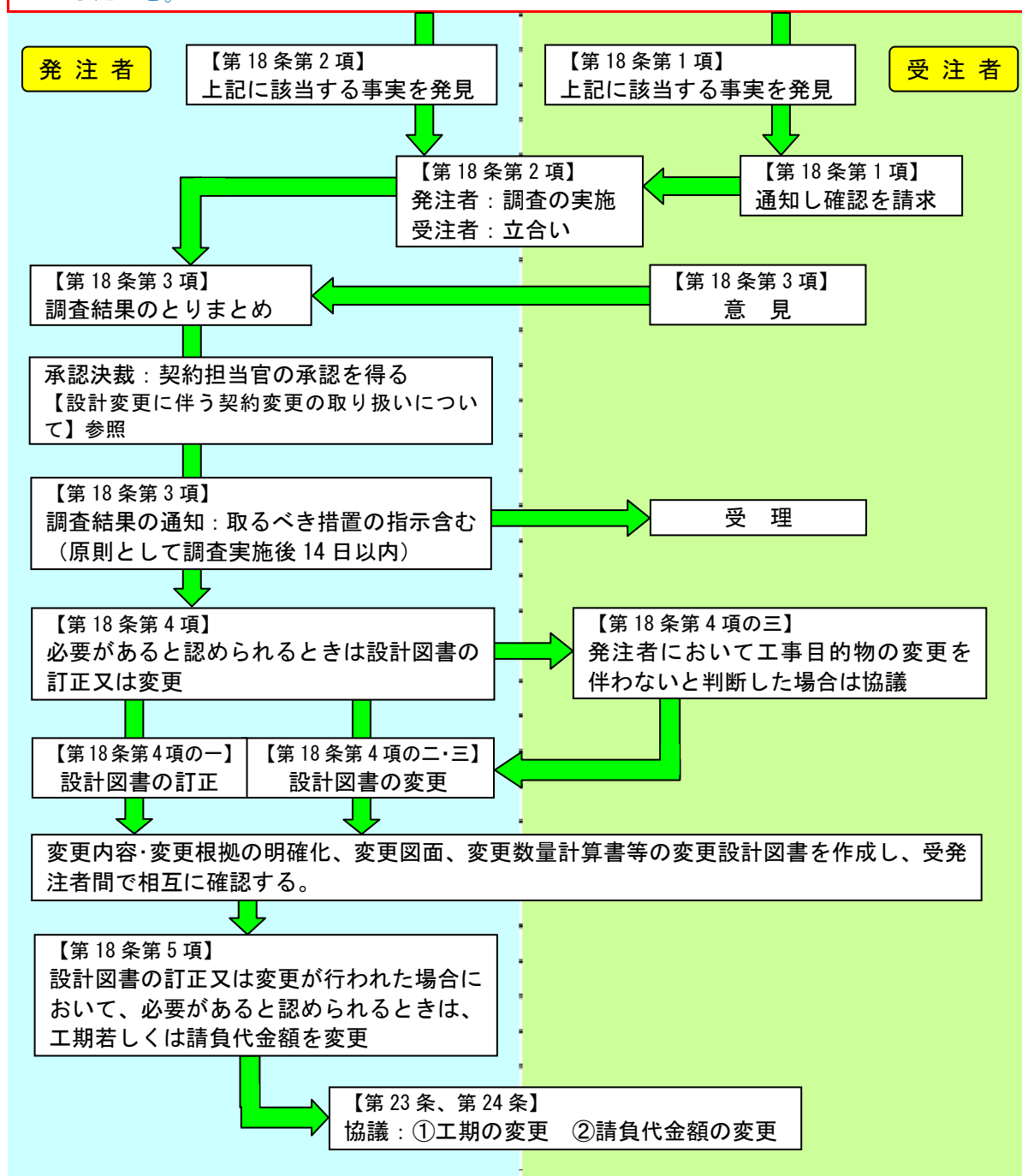
〈発注者・受注者〉

発注者と受注者の協議により、工事請負契約書第23条（工期の変更方法）に基づく工期の変更及び工事請負契約書第24条（請負代金額の変更方法等）に基づく請負代金額の変更を行うことができる。

5. 設計変更手続きフロー

設計変更を行うケース (工事請負契約書第18条第1項の一～五)

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと。



6. 関連事項

6. 1 指定・任意の正しい運用

(契約書第1条第3項)

【工事請負契約書】

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

仮設、施工方法等に係る指定及び任意については、工事請負契約書第1条第3項にあるとおり、適切に扱う必要がある。

- ① 指定とは、工事目的物を施工するに当たり、設計図書で指定したとおり施工を行わなければならないものをいう。
- ② 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ③ 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても、原則として設計変更の対象としない。

〔ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が異なる等により、発注者の当初契約時の仮設、施工方法を変えざるをえない場合は変更を行うことができる。〕

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、**指定と任意の部分を明確にする**必要がある。



任意については、**受注者が自らの責任で行う**もので、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。**(契約変更の対象としない)**



発注者（監督者）は、任意の趣旨を踏まえ、**適切な対応を行う**ように注意が必要。

※例えば、任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。



ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

(参考) 指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け)	施工方法等について具体的に指定しない (契約条件ではない)
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	行う	行わない
当初明示した条件の変更に 対応した設計変更	行う	行う

6. 2 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等における疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながることになる。(受注者等への指導)

○入札前

- ・入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で、関係職員の説明を求めることができる。

(競争契約入札心得 第4条(入札等))

○契約後

- ・受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図及び施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員からさらに詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(共通仕様書 1-1-3 設計図書の照査等)